

令和6年度

広島県立広島叡智学園高等学校
入学者選抜実施要項

広島県教育委員会

目 次

○ 令和6年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針	1
○ 令和6年度広島叡智学園高等学校入学者選抜日程	2
令和6年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜実施要項	3
1 実施校	4
2 海外等連携協定に基づく入学者選抜	4
3 外国人等生徒を対象にした入学者選抜	5
4 広島叡智学園中学校から広島叡智学園高等学校への入学等の扱い	6
5 その他	6
◇ 様式	
様式第1号 志望理由書	7
様式第2号 英語に関する語学力の証明書	8
様式第3号 推薦書	9
○ 参考資料	
学校教育法（抜粋）、学校教育法施行規則（抜粋）、広島県立高等学校学則（抜粋）…	10

令和6年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針

広島叡智学園高等学校の入学者選抜は、次によりその教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 海外等連携協定に基づく入学者選抜

広島県教育委員会と連携協定を締結する海外等の関係機関の推薦を受けた者に対し、次により実施する。

(1) 選抜の方法

- ア 推薦書及び志望理由書
- イ 成績証明書
- ウ 英語に関する語学力の証明書
- エ 数学に関するレポート
- オ これまでに履修した教科（数学を除く。）から選択した1教科に関するレポート
- カ 面接
出願書類に基づき、面接を実施する。

(2) 合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

2 外国人等生徒を対象にした入学者選抜

外国人等生徒に対し、次により実施する。

(1) 選抜の方法

- ア 第1次選抜
 - (ア) 志望理由書
 - (イ) 成績証明書
 - (ウ) 英語に関する語学力の証明書
 - (エ) 数学に関するレポート
 - (オ) これまでに履修した教科（数学を除く。）から選択した1教科に関するレポート
- イ 第2次選抜
 - 第1次選抜における通過者を対象に、次により実施する。
 - (ア) 面接
出願書類に基づき、面接を実施する。
 - (イ) 口頭試問
数学に関するレポートに基づき、口頭試問を実施する。

(2) 合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

令和6年度広島叡智学園高等学校入学者選抜日程

1 海外等連携協定に基づく入学者選抜

内 容	実 施 日 ・ 期 間
出 願 登 録	8月1日(火)～9月7日(木)
出 願 書 類 等 受 付	8月1日(火)～9月21日(木) 正午
面 接	10月14日(土)
合 格 者 発 表	10月24日(火)

2 外国人等生徒を対象にした入学者選抜

内 容	実 施 日 ・ 期 間
出 願 登 録	8月1日(火)～9月7日(木)
出 願 書 類 等 受 付	8月1日(火)～9月21日(木) 正午
第1次選抜の通過者発表	10月2日(月)
面 接 等	10月15日(日)、10月16日(月)
合 格 者 発 表	10月24日(火)

※ 上記の日時は日本標準時とする。

令和6年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜実施要項

令和6年度広島県立広島叡智学園高等学校の入学者選抜は、「令和6年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針」に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用 語	定 義
中 学 校	中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程
中学校の卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
出身学校	志願者が卒業（修了）又は在学している学校
施行規則	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

この要項における日時は日本標準時である。

1 実施校

広島県立広島叡智学園高等学校（豊田郡大崎上島町大串 3137-2）

2 海外等連携協定に基づく入学者選抜

(1) 募集

ア 出願資格

外国籍を有し、平成 19(2007)年 4 月 2 日～平成 21(2009)年 12 月 31 日に出生した者で、広島県教育委員会と連携協定を締結する海外等の関係機関（以下「海外連携機関」という。）の推薦を受け、令和 6 (2024)年 8 月までに施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者又は該当する見込みの者が出願できる。

イ 定員

10 人以内

(2) 出願

ア 期間

(ア) 出願登録

令和 5 年 8 月 1 日（火）から 9 月 7 日（木）

(イ) 出願書類等受付

令和 5 年 8 月 1 日（火）から 9 月 21 日（木）正午

イ 手続

(ア) 志願者は、ア(ア)の期間内にオンラインで出願登録を行う。出願登録に関する詳細は、広島叡智学園高等学校の入学者選抜実施要項により公表する。

(イ) 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、出身学校長等から③及び④の発行を受け、海外連携機関から⑤の発行を受けて、①から⑤までの書類を取り揃え、ア(イ)の期間内に志願先高等学校長に提出する。提出方法に関する詳細は、広島叡智学園高等学校の入学者選抜実施要項により公表する。

① 志望理由書（様式第 1 号）

② 数学に関するレポート及びこれまでに履修した教科（数学を除く。）から選択した 1 教科に関するレポート

レポートに関する詳細は、広島叡智学園高等学校の入学者選抜実施要項により公表する。

③ 成績証明書

④ 英語に関する語学力の証明書（様式第 2 号）

⑤ 推薦書（様式第 3 号）

(ウ) 志願者は、入学者選抜料（2,200 円）を志願先高等学校長が指定する方法で納入すること。

(3) 選抜

ア 方針

選抜は、「令和 6 年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき、実施するものとする。

イ 面接

出願書類の内容に基づき、オンラインで個人面接を実施する。

ウ 実施期日

令和 5 年 10 月 14 日（土）

エ 検査時間割

面接の時間は別途指示する。

オ 合格者の決定

(ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 高等学校長は、推薦書、志望理由書、成績証明書、英語に関する語学力の証明書、数学に関するレポート、これまでに履修した教科（数学を除く。）から選択した 1 教科に関するレポート

及び面接の結果を総合的に判断して決定する。

カ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を10月24日（火）に行う。

3 外国人等生徒を対象にした入学者選抜

(1) 募集

ア 出願資格

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者が出願できる。

(ア) 外国籍を有し、平成19(2007)年4月2日～平成21(2009)年12月31日に出生した者で、令和6(2024)年8月までに次のいずれかに該当する者が出願できる。

- a 中学校を卒業した者又は卒業する見込みの者
- b 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者又は該当する見込みの者

(イ) 日本国籍を有し、平成19(2007)年4月2日～平成21(2009)年4月1日に出生した者で、令和6(2024)年8月までに次のいずれかに該当し、かつ、原則として、海外の学校での修学期間が5年以上ある者が出願できる。

- a 中学校を卒業した者又は卒業する見込みの者
- b 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者又は該当する見込みの者

イ 定員

入学定員（60人）から4(2)に定める入学予定者及び海外等連携協定に基づく入学者選抜の合格者の数を除いた人数とする。

(2) 出願

ア 期間

(ア) 出願登録

令和5年8月1日（火）から9月7日（木）

(イ) 出願書類等受付

令和5年8月1日（火）から9月21日（木）正午

イ 手続

(ア) 志願者は、ア(ア)の期間内にオンラインで出願登録を行う。出願登録に関する詳細は、広島叡智学園高等学校の入学者選抜実施要項により公表する。

(イ) 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、出身学校長等から③及び④の発行を受けて、①から④までの書類を取り揃え、ア(イ)の期間内に志願先高等学校長に提出する。提出方法に関する詳細は、広島叡智学園高等学校の入学者選抜実施要項により公表する。

① 志望理由書（様式第1号）

② 数学に関するレポート及びこれまでに履修した教科（数学を除く。）から選択した1教科に関するレポート

レポートに関する詳細は、広島叡智学園高等学校の入学者選抜実施要項により公表する。

③ 成績証明書

④ 英語に関する語学力の証明書（様式第2号）

(ウ) 志願者は、入学者選抜料（2,200円）を志願先高等学校長が指定する方法で納入すること。

(3) 選抜

ア 方針

選抜は、「令和6年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき、実施するものとする。

イ 第1次選抜

(ア) 志願者全員に対して、書類審査を実施する。

(イ) 第1次選抜の通過者の決定

- a 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- b 高等学校長は、(2)イ(イ)の出願書類を総合的に判断して決定する。

(ウ) 第1次選抜の通過者の発表

高等学校長は、通過者の発表を、令和5年10月2日(月)に行う。

ウ 第2次選抜

第1次選抜の通過者を対象に、次により実施する。

(ア) 面接

出願書類の内容に基づき、オンラインで個人面接を実施する。

(イ) 口頭試問

(2)イ(イ)②の数学に関するレポートに基づき、オンラインで口頭試問を実施する。

(ウ) 実施期日

令和5年10月15日(日)、16日(月)

(エ) 検査時間割

面接及び口頭試問の時間は別途指示する。

エ 合格者の決定

(ア) 高等学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 高等学校長は、ウで実施した面接及び口頭試問の結果等を総合的に判断して決定する。

オ 合格者の発表

高等学校長は、合格者の発表を10月24日(火)に行う。

カ 繰上げ合格等の実施

第2次選抜の合格者の発表の後、辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲において繰り上げて合格者を決定することができる。

なお、繰り上げて合格者の決定を行う場合、高等学校長は、広島叡智学園高等学校の入学者選抜実施要項により公表する。

4 広島叡智学園中学校から広島叡智学園高等学校への入学等の扱い

(1) 入学意思確認書の提出

広島叡智学園中学校の第3学年の生徒は、広島叡智学園高等学校への入学希望の有無に係る入学意思確認書(様式は広島叡智学園高等学校長が定める。)を広島叡智学園中学校長を経由して、令和5年7月24日(月)までに広島叡智学園高等学校長に提出すること。

(2) 入学者選抜における扱い

ア 広島叡智学園高等学校への入学を希望する旨の入学意思確認書を提出した者(「入学予定者」という。)

広島叡智学園高等学校への入学に当たって、入学者の選抜を行わない。

イ 広島叡智学園高等学校への入学を辞退する旨の入学意思確認書を提出した者

広島叡智学園高等学校以外の公立高等学校の入学者選抜に出願することができる。

5 その他

(1) 令和6(2024)年3月までに受験資格に該当する場合には、4月入学とする。その後、令和6(2024)年8月までに受験資格に該当する場合には、9月編入学とする。

(2) 高等学校の入学者選抜実施要項は、学校で用意する。

(3) 志願について虚偽の事実(学歴・成績証明書等)があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

(4) 様式(第1号から第3号)はダウンロードして使用する。

(5) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、広島県教育委員会教育長が別に定める。

ESSAY (志望理由書)

Mr. Kazuhiko Fukushima
Principal, Hiroshima Global Academy
3137-2 Okushi, Osakikamijima, Toyota District,
Hiroshima, JP 7250303

Dear Principal Fukushima,

I would like to apply for admission to your school for the following reasons.

(次の理由により、貴校への入学を志願します。)

- What I would like to achieve in the future is (将来の目標)

- What I want to learn in high school is (貴校で学びたいこと)

- The reason why I chose your school is (志望理由)

Sincerely,

_____ (Applicant's signature)

_____ (Parent's / guardian's signature)

CERTIFICATE OF LANGUAGE PROFICIENCY IN ENGLISH

(英語に関する語学力の証明書)

Mr. Kazuhiko Fukushima
Principal, Hiroshima Global Academy
3137-2 Okushi, Osakikamijima, Toyota District,
Hiroshima, JP 7250303

Dear Principal Fukushima,

I verified the following person's English proficiency using the details outlined in this form.

(次の者の英語能力が、次のレベル以上あることを証明します。)

Name: _____ Birthdate: _____ / _____ / _____

Graduation date / Expected graduation date: _____ / _____ / _____

(卒業年月日 / 卒業見込年月日)

【English Language Proficiency (英語能力)】

Please check the box that applies to the English proficiency verification process.

(該当する項目をチェックしてください(複数選択可)。)

- CEFR A1 level or higher (CEFR A1 レベル又はそれ以上)
- CEFR A2 level or higher (CEFR A2 レベル又はそれ以上)
- CEFR B1 level or higher (CEFR B1 レベル又はそれ以上)
- CEFR B2 level or higher (CEFR B2 レベル又はそれ以上)
- CEFR C1 level or higher (CEFR C1 レベル又はそれ以上)
- CEFR C2 level or higher (CEFR C2 レベル又はそれ以上)

【Rationale for the Verification (根拠)】

Please check the box (you can make multiple choices) that applies to the verification process and provide a brief overview in the comments section below. (該当する項目をチェックし(複数選択可)、コメント欄にその概要を記入してください。)

- The applicant's score report in English classes at school (Please attach the PDF files.) (学校の英語の成績表(PDF ファイルを添付してください。))
- The applicant's extracurricular activities related to the English language (Please attach the PDF files.) (英語に関する課外活動(PDF ファイルを添付してください。))
- The applicant's scores on English language qualifications and exams (Please attach the PDF files.) (英語資格・検定試験の結果・点数(PDF ファイルを添付してください。))
- Other (その他)

[Your comments (コメント)]

Sincerely,

(Signature)

(Job title) (Organization name)

(Organization address)

(Organization phone number)

LETTER OF RECOMMENDATION (推薦書)

Mr. Kazuhiko Fukushima
Principal, Hiroshima Global Academy
3137-2 Okushi, Osakikamijima, Toyota District,
Hiroshima, JP 7250303

Dear Principal Fukushima,

I would like to recommend the following person to you because I believe that they are suitable for admission to your school.

(次の者は、貴校への入学が適当と認められますので推薦します。)

Name: _____ Birthdate: _____ / _____ / _____

Graduation date / Expected graduation date: _____ / _____ / _____

(卒業年月日 / 卒業見込年月日)

The reasons for the recommendation are as follows: (推薦理由)

- My nominee's reasons for enrolling in your school are (志望の動機、理由)

- My nominee is interested in (適性、興味・関心、学習意欲)

- My nominee's characteristics are (人物所見)

Sincerely,

(Signature)

(Job title) (Organization name)

(Organization address)

(Organization phone number)

学校教育法（抜粋）

昭和22年3月31日
法律第26号

（入学資格）

第57条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法施行規則（抜粋）

昭和22年5月23日
文部省令第11号

（中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者）

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

広島県立高等学校学則（抜粋）

昭和 28 年 6 月 23 日

広島県教育委員会規則第 4 号

（通学区域等）

- 第 13 条 高等学校に就学することのできる者は、その保護者（親権者又は未成年後見人をいう。ただし、親権者若しくは未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるとき又は生徒が成年の者である場合は、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。）が広島県内に住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第四項において同じ。）を有する者とする。ただし、広島県立広島叡智学園高等学校については、保護者が広島県内に住所を有する者であることを要しない。
- 2 前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。
 - 3 校長は、第一項の親権者又は未成年後見人に準ずる者が適当でないときと認めるときは、これを変更させることができる。
 - 4 第一項の規定にかかわらず、その保護者（広島県立広島叡智学園高等学校の保護者を除く。）が広島県内に住所を有しない者のうち、特別の事情がある者であつて教育委員会の許可を受けた者は、高等学校に就学することができる。
 - 5 前項の許可を受けずに高等学校に就学した者については、入学許可の取消しその他必要な措置を講じるものとする。

【入学者選抜実施要項についての問合せ先】

広島県教育委員会事務局学びの变革推進部高校入学者選抜制度推進課

〒730-8514

広島市中区基町 9-42

TEL (082) 513-4992 (直通)

ホームページで入学者選抜に係る情報を提供しています。

広島県教育委員会ホームページ《ホットライン教育ひろしま》

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>